

2009年10月1日

(社)日本労働安全衛生コンサルタント会


支部ニュース

(第16号)

(社)日本労働安全衛生コンサルタント会

新潟支部

発行人 支部長 舟 稲 建 郎

〒950-0872 新潟市東区牡丹山3-14-25

ピュアシティ牡丹山105

関本労働安全コンサルタント事務所内

TEL/FAX 025(270)3597

E-mail: hisashi.seimoto@fork.ocn.ne.jp



労働局の窓

受動喫煙対策の 状況について

新潟労働局労働基準部
安全衛生課長 有賀 康雄

本年四月に新潟労働局に安全衛生課長として着任させて頂きました有賀と申します。

(社)日本労働安全衛生コンサルタント会新潟支部の皆様には、日頃より労働安全衛生行政の推進に御尽力頂きまして感謝を申し上げる次第でございます。支部の皆様には、総会時に安全衛生行政全般につきましてご説明をさせて頂きましたので、本稿では今議論がされている受動喫煙の問題について、少し書いてみようかと思っています。

先日、厚生労働省では受動喫煙に関する検討会が開催され、NHKのニュースなどにも大きく取り上げられました。今、受動喫煙の問題に関しては、例えば欧州などでは一部の国では、バーや食堂でも公共の場所での

喫煙が禁止されたり、神奈川県などでは独自の条例案を出してあります。WHO(世界保健機構)においても2007年に効告書において、受動喫煙が健康に害をなしているという根拠等を示し、受動喫煙の防止に関する政策を提言しているところであります。こうした状況等を踏まえて、事業場における受動喫煙についてはどのような対策を労働安全衛生法令上、講じるべきなのか、ということについて検討を始めたところのようです。

それは、
①「職場の受動喫煙」というのは、職場由来ということであるとはいえ、化学物質のような危険有害な業務ではないこと。にもかかわらず事業者責任として、健康障害防止を規定できるのかどうか。

この烟草については、本当に色々な意見がございますよね。愛煙家にとってはますます肩身が狭くなるところですし、禁煙派にとっては、煙草撲滅をおしゃる方もいます。煙草の料金を欧洲などに1000円くらい

にすべきだということをいう方々もいらっしゃいます。受動喫煙についても然り。ある人は、健康のリスクを可能な限り低減させる目的として、法令で職場全体を禁煙にするとか喫煙室を設けることを事業者に義務づけるべきとか、例えば烟草のような嗜好の問題についてまで、行政が口を出すべきなのかどうか、本人の自覚に任せるとかではないのかという意見もあります。

それが、非常に新しい考え方になります。
②職場で、全ての労働者が喫煙を規定できるのかどうか。
職場で、全ての労働者が喫煙を認めた場合は、喫煙を認めることで、

強行規定の合意による緩和ということはありません。結論はどうなるのかは分かりませんが、非常に身近で影響の大きい問題ですので、興味深く見ていただきたいと思っています。意外にも真面目な話に終始してしまいましたが、普段はもう少し柔らかい話も致します。私自身新潟に居をかまえるのは初めてでございます、公私共々充実した新潟生活を楽しみたいと思っております。

今後とも(社)日本労働安全衛生コンサルタント会新潟支部とは良好な関係でありたいと考えております、どうぞよろしくお願ひいたします。

ちなみに新潟労働局では事務所内は全面禁煙、各階に喫煙室を設けているようです。

紹介……

新潟産業保健研究会

労働衛生コンサルタント

長沼 翁

本年は第十一回労働災害防止計画の二年目に当たります。平成20年の統計では一般健康診断の有所見率は五一・三%、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合は約六〇%にも達すると言われています。産業保健の分野でも課題山積というところですが、本稿では私も幹事の末席をけがしている「新潟産業保健研究会」を紹介いたします。医師の労働衛生コンサルタントの先生方には既におなじみと思いますが、他の支部会員の皆様にもご承知いただければ幸甚です。

一、新潟産業保健研究会の発足

平成18年9月、新潟市の朱鷺メッセにて「日本産業衛生学会 第十六回産業医・産業看護全国協議会」企画運営委員長は当時 新潟産業保健推進センター所長、現 新潟県労

労働衛生医学協会名譽顧問の松原統先生)が開催され、全国市民公開講座参加者等224名の計715名が参集し、成功裏に終わりました。新潟では同時に開催された全国産業安全衛生大会と並んで産業保健関係では初めての大きなイベントとなりました。

「新潟産業保健研究会」(以下、研究会といふ)はこの全国協議会の実行部隊を幹事としてそのまま残して今後の新潟の産業保健活動の水準向上に寄与したいという松原先生の御意志を受けて平成19年6月に発足し、現在22名の幹事と456名の会員(平成21年8月現在)で構成されています。幹事は大学の医学関係研究者、県医師会・県歯科医師会の理事、認定産業医、労働衛生コンサルタント、産業看護職(保健師)、産業カウンセラーなどで構成されています。

二、新潟産業保健研究会の活動

この研究会は産業保健に携わる専門職(産業医、産業歯科医、労働安全・衛生コンサルタント、産業看護職、産業

カウンセラー、作業環境測定士、衛生管理者)や人事・労務担当者などを対象に新潟県医師会館にて産業保健研修会を年二回開催しています。

現在までの開催テーマは次のとおりです。

- ・第1回(平成19年6月)
 - ①事例検討「産業保健メンタルヘルスのコツ」
 - NTT東日本関東病院
 - 精神科部長 秋山 剛先生
- ・第2回(平成19年12月)
 - ①事例検討「防じんマスクの問題事例と使用方法のアドバイス」
 - 新日本製鐵㈱
 - 君津製鐵所専属産業医 宮本 俊明先生
- ・第3回(平成20年6月)
 - ①講演「安全衛生委員会で産業保健活動を元気にする」
 - 東京大学保健センター 准教授 環境安全本部主査 東京大学 産業医 日本医師会認定産業医 大久保 靖司先生
- ・第4回(平成20年12月)
 - ①事例検討「熱中症」
 - 新潟市民病院救命救急センター 副センター長・救命科専門医 興梠 建郎先生
 - 新潟産業保健推進センター所長 労働衛生コンサルタント 廣瀬 保夫先生

以上が活動状況ですが、年二回の研修会では労働安全・衛生コンサルタントにとっても係り深いテーマが取り上げられています。残念ながら支部会員の参加状況は医師の労働衛生コンサルタントの先生に限定されています。残念ながら支部会員の参加状況は医師の労働衛生コンサルタントの先生に限り上げられています。

新潟大学医学部保健学科 教授 新潟大学医学部保健学科 教授 石川 健彦先生 後藤 雅博先生 ②講演「職場のメンタルヘルス(連携の実際)」 メンタルクリニック みさと所長・精神科医師 天笠 崇先生

・第5回(平成21年6月)

- ①基調講演「新型インフルエンザ対策」
- 新潟大学医学部公衆衛生学 教授 新潟県新型インフルエンザ対策委員会委員長

三、問い合わせ

研究会の事務局は新潟産業保健推進センターに置かれておりますので、詳細はお問い合わせ下さい。

安全衛生部労働衛生課長 鈴木 宏先生

②行政・医療の立場から 「県の対策」 新潟県健康対策課長 山崎 理先生

「県医師会の考え方」 新潟県医師会副会長 渡部 透先生

中小経営者の

苦惱三話

労働安全コンサルタント

尾形尚武

昔、安全指導をしたある中小企業の社長さんから、話をしたので来てくればいいかと連絡があり、その会社へお邪魔した。安全に関する相談かと思ったが、どうも様子が違う。前に十数人いた従業員が数人しかおらず、工場は閑散としている。去年の秋の経済ショック以来急激に仕事が減り、涙をのんで従業員を解雇したこと、これから先行き不透明で倒産の危機にあること、政治や発注者への不平不満など社長の苦悩を延々と話す。経営に素人の私はなんの応えもできず、ただ黙々とうなづくだけでした。

ただ、帰りがけに社長の顔が心持ち和らいたような気がした。だれかに胸の苦悩を吐き出したかったのかも知れぬ。

次に、これも以前に安全診断をしたある部品メーカーの町工場で、工作機械の老朽化が原因で事故が多発した。当局の指導

もあり設備の改良や更新に多額の投資をして安全面も大きく向上した。久しぶりにこの工場を訪れたのだが、これらの設備がほこりをかぶつたまま稼動していない。やはり仕事がなくて従業員を一時帰休させているといふことだ。

設備に投資した借入金の返済のメドもなく倒産も時間の問題であるという。改めて現在のひどさが身にしみた。

最後にもうひとつ。ある下請建設会社の話。会社から依頼されて県外の橋梁工事の安全指導に行つたときのこと。この会社は特殊な専門技術を持つており橋梁の一部を元請から請けて工事をしている。巨大なコンクリートの桁を張り出すという大変

リスクアセスメントで陥りやすい錯覚

労働安全コンサルタント

鈴木 武男

リスクアセスメント導入については、行政当局の指導の結果、導入する企業が増えています。しかし、中には現状での作業における危険性・有害性を評価しただけで「リスクアセスメントを行つてはいる。どうみてもマネパワーが足りず安全の確保も大変であり、また管理者の過労など健康面も心配だ。もう一人くらい現場管理者を増やせないかと会社へ申し出たら、請負金額が厳しくてそんな余裕はないとのこと。「事故が起きたら取り返しがきかない。安全第一でやつて欲しい」とは言つてみたま

の経営者の立場を察すると果たしてこのようないいに悩むところ。導でいいのか多いに悩むところ。元請へ、尚一層の下請指導をおこなうことを願つてきました。

この度の政権交代でどのよう

に世の中が変わっていくのか。働く人や若い人々に希望と安心を持たせるような社会に変革していくことを願つてやまない。

会社の資源を注ぎ込んで得たとしてこのようないいに悩むところ。まず考えたリスク低減対策を一覧表にして、実施すべき優先順位を付けること、次にそれを作ることだと思います。そして、それを年度の安全衛生計画に盛り込んで、PDCAサイクルにより初期の目的が達成されるよう実施していきます。

リスク低減対策には、設備的対策と作業方法等の管理的対策に大別されますが、リスク低減対策一項目ごとに年度実行計画を作らないと、実効の上がるものにはならない思います。実行計画には、設備的対策であれば必要な費用や技術的課題を解決するため、手順、担当者、実施方法、実施時期及びその評価方法を明確にする必要があります。

こうしたことから、リスクアセスメントによる安全衛生活動を実践してしまうことになります。

労働安全衛生マネジメントシステム運営に必要なマニュアルを作成し、安全衛生方針の表明、体制の整備外必要な要件を整えるだけで、労働安全衛生マネジメントシステムがスムーズに導入できます。

リスクアセスメントの手順、担当者、実施方法、実施時期及びその評価方法を明確にします。

理的対策には、リスク低減対策が現場で実施されるための手順、担当者、実施方法、実施時期及びその評価方法を明確にします。

管理的対策の例として、例えば指差呼称による確認がリスクアセスメントの一番大事なリスク低減対策が実施されなく、従つて職場の危険性・有害性は、そのままの状態で放置されが実作業で守られるためには、

なにをしなければならないかを考えていくと、現状の把握、指示呼称項目の設定、教育・訓練、実施状況の評価および改善等定着までには相当時間を要するものもあります。

こうした方法でリスク低減を実施していくことは、労働安全衛生マネジメントシステムのやり方と同じになります。リスク低減対策を粘り強く実施していくことによって、労働安全衛生マネジメントによる安全衛生活動を実践してしまうことになります。

こうしたことから、リスクアセスメントによる安全衛生活動を実践してしまうことになります。

労働安全衛生マネジメントシステム運営に必要なマニュアルを作成し、安全衛生方針の表明、体制の整備外必要な要件を整えるだけで、労働安全衛生マネジメントシステムがスムーズに導入できます。

労働安全衛生マネジメントシステムを導入するのに、いろいろな方法がありますが、私はこのやり方をお薦めします。事前に現場の人達にこのことをよく説明しておくことにより、何のためにこのようなやり方でリスク低減対策を実施するのかの

意義を理解してもらいます。

リスク低減を実施している企

業でも、リスクアセスメントの

法的実施時期、安衛則第二十四

条の十一に定められている「建

設物を設置し、移転し、変更

し・・・」が忘れ去られている

こところが多いようです。安全

衛生マネジメントシステム運用

マニュアルにこの実施時期を盛

り込むことによって、忘れ防止

になると思います。

作業手順書

改善の提案

CSP労働安全コンサルタント

豊島豊秀

安全三原則として①整理・整頓②点検整備③作業手順に関する活動の充実が必要である。

本会では、作業手順について平成16年10月、安衛コン資料No.30として「作業手順指導事例集」をまとめ指導の参考資料として会員に配布していることでもその必要性が解る。

診断、指導に伺い作業手順書の有無、整備状況を確認すると、事業場の規模、業種によりその

実態は千差万別である。製造業では、製品（商品）の品質管理に必要な作業条件、作業方法、

管方法、使用材料、使用設備、

その他の注意事項などを文書化

した技術基準、製造工程管理基

準等が多数作成されている。

一方作業の安全ポイントを組

み込んだ文書はほとんど見るこ

とができない。存在する手順書

は市販されている「作業別安全

作業標準集」のコピーに近いも

のが多い。

私が多用している手順書は、

平成6年労働安全研修会で

（株）東レ経営研究所三村和男

氏が「科学設備の操業時の危険

性と安全対策」の講演で公表さ

れた化学プラントS/D工事に

おける槽内作業手順書をベース

としたものです。

作成の手順とその内容は

[1] プロセスアプローチで作業工程を特定し、その作業内容の概要を記述し、使用する機械設備を特定し記述する。

（2）次に安全作業のポイントを

特定し記述する。関係法令

規定事項のほか社内基準で

規定されている事項を含め

る。例えば作業従事者の教

育、必要な資格、特定自主

点検と記録保存、機械設

備・原材料の危険性または

有害性、保護具等。

作成事例を参考に添付します。

改善点と活用に当たっての留意点は以下の通りです。

① 安全作業の遂行と業務上疾病の防止のポイントが記されており、安全衛生の資料と

して活用できる。

② 一枚の手順書で製品の全作

業工程が理解でき、担当作業の重要性を認識させるとともに、担当作業外の安全衛生

情報も入手できる。

③ 作業内容のプロック枠外に

本工程に関連する技術標準

名等を併記し関連情報を呼び出す。

④ 過去の災害事例、再発防止措

置を併記することで災害防

止情報の伝承ができる。

⑤ 定期的な確認、作業内容変更時の改定と関係者への周知に努めることが必要である。

実感

労働安全・衛生
コンサルタント

横田清士

覚悟を決め、祈りながら何とか無事に、孔口まで戻つて来ただ

きは手の中が汗でびっしょり。

まだまだこんな状況の作業場で

昼夜働いている作業者と思うと、

何とか危険リスクを低減し、安

全に作業が出来ないか浅い知識

を総動員して熱く改善方法を説明し始めた。とたんに依頼者で

ある工事担当者の態度が変わった。もちろん好意的な方にであ

る。その時は、効果的な対策案を提案したことに対してこんな

にも好意的に共感いただけたとばかり喜んでいたが、車に私の

熱意に対してであつたことが後

から解り、その時有頂天になつ

ていた自分が恥ずかしい。

コンサルタントとして、顧客

から信頼感を得る為にはまず好

意的に受け止めで頂くことが重

要である。その為には、現場情

報を如何に多く取り込めるか、

場合によりその努力を惜しまな

いかがキーポイントであり、そ

のプロセスとして現場第一を実

感した体験でもあつた。その後

当然フォローのための現場確認

も頭にあつたが、躊躇している

自分がまた情けない。



作成例を次のページに掲示。

茎葉加工作業（安全）手順書

株式会社○○商店

承 認	作 成
--------	--------

この作業（安全）手順書は、当社の主要製品である茎葉加工製品を作成する主要工程を明らかにし、安全作業を推進するため、それぞれの工程における使用設備、工具、保護具や作業条件、作業方法のポイント等を示す。

今後の加工技術、設備の開発や改善に伴って変更される作業内容について、随時改訂しなければならない。

新しく雇い入れた従業員、作業内容が変更になった従業員の安全衛生教育の資料として活用すること。

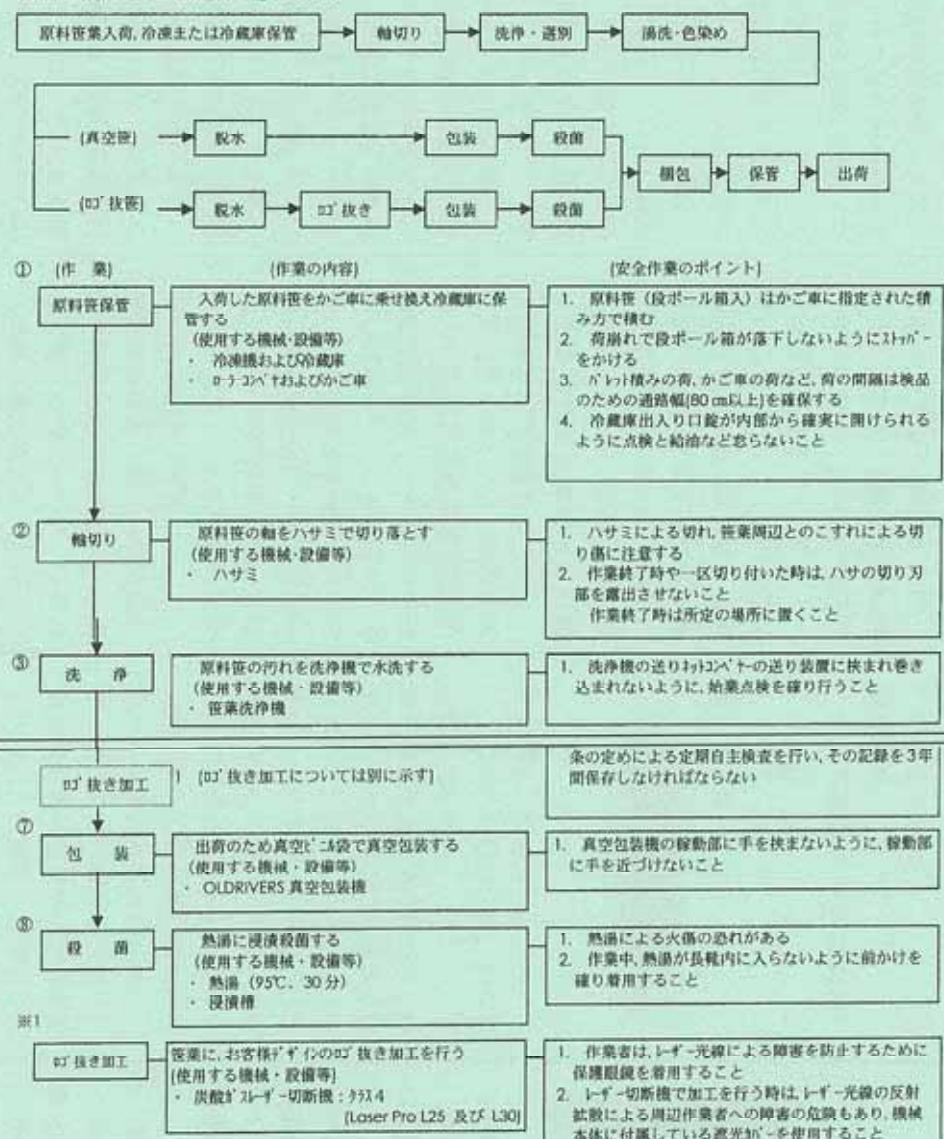
共通事項 ① 機械設備は指定された者により、安全指図を重点にチェックリストにより始業点検を行う。

不具合を発見したら直ちに補修すること。

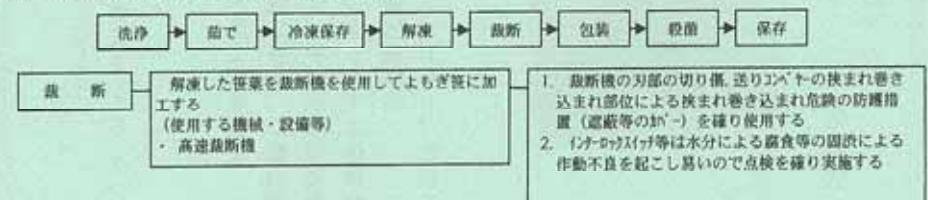
② 機械設備の運転取扱いについては、メーカーの取扱説明書をよく確認すること。

取扱説明書等関係資料は保管場所を明示すること。

茎葉加工作業の主な工程は以下の通りである。



※2 よもぎ根加工作業の主な工程は以下の通りである。



過去の災害事例

(1) _____

(2) _____

(3) _____

新入会員紹介

氏名
西村義孝

(昭和2年3月31日生)
支部入会
平成21年4月

登録種別
労働衛生コンサルタント
事務所名
西村労働衛生コンサルタント
所在地
長岡市江陽1-6-2
(電話)0258-29-2362
(FAX)0258-29-2362
E-mail:yv246044@cocoa.ocn.ne.jp

保-3008
取までは受けているのを見か
ター等における産業医の意見聴
取までには受けているのを見か
けております。今年勤務医を退
職したのを機縁として、4月か
ら始まつた長岡医師会の地域産
業保健センターでの健診結果に
対する産業医の意見陳述に参加
しております。ここで持論の一
部を述べさせて頂きますが、現
行の安衛法健康診断は地域産業
センターと労災保険二次健康診
断を活用すれば（しておれば）、
法該当者には所謂メタボ健診の
施行は無くてよいと考えております。
その理由は私の履歴を含
めて申し上げます。

私は昭和2年大連で出生、日
本国敗戦により父の生地松本へ
移住。旧制松本高校理甲を経て
旧制新潟医科大学医学部医学科
を昭和28年に卒業、旧制度のイ
ンターンを経て医師（内科）に
なりました。

コンサルタント会入会
にあたつて
平成21年4月
西村義孝

労働衛生コンサルタント
西村義孝

新入会員の挨拶を申し上げます。

関心領域は小規模事業場の健

康管理であります。今までの経

験から小規模事業場では健康診

断を受けるにしても必須項目が

不足し、また地産業保健セン

ターや等における産業医の意見聴

取までは受けているのを見か

けております。今年勤務医を退

職したのを機縁として、4月か

ら始まつた長岡医師会の地域産

業保健センターでの健診結果に

対する産業医の意見陳述に参加

しております。ここで持論の一

部を述べさせて頂きますが、現

行の安衛法健康診断は地域産業

センターと労災保険二次健康診

断を活用すれば（しておれば）、

法該当者には所謂メタボ健診の

施行は無くてよいと考えおり

ます。その理由は私の履歴を含

めて申し上げます。

私は昭和2年大連で出生、日
本国敗戦により父の生地松本へ
移住。旧制松本高校理甲を経て
旧制新潟医科大学医学部医学科
を昭和28年に卒業、旧制度のイ
ンターンを経て医師（内科）に
なりました。

コンサルタント会入会
にあたつて
平成21年4月
西村義孝

験・見聞、敗戦後の日本での肺
結核蔓延（特に紡績女工の集団
罹患）などから衛生管理の必要

性を考え内科医の仕事のほかに
「医師の衛生管理者（労基法）」
の実務にも就きました（免状は
今も保存）。その後新潟大学の公
衆衛生学教室、統いて放射線医
学教室に勤務（助教）。

昭和40年から長岡赤十字病

院に勤務（放射線科部長）。職員
の健康管理を分担し安衛法施行
後は「旧制度の産業医」にも指
名されました。この頃はすでに
肺結核は減少し、各種のがん検
診と生活習慣病の健診・指導が
主なものとなり、後に生活習慣
病関連の表彰を頂きました。

昭和58年から新潟大学医療
技術短期大学部に勤務（診療放
射線技術学科教授）。医療技術者
教育に併せて放射線障害の予防
と研究を分担し、産業衛生と無
縁ではなく、また人事院規則に
よる健診も体験しました。

平成4年からは長岡の医療法
人病院に移り、放射線診療業務
以外に「新制度の産業医」業務、
外部事業場の健診業務を今年の
3月まで分担しました。その間
THP測定医、産業廃棄物に関
する研修を受けました。また中
央大学法学部通信教育過程で法

律学全般を学び、演習は環境問
題をとり、卒業論文は約50年係

わった「安衛法による健康診断」
で工場法、労基法、安衛法の健
康診断を歴史的にあるいは外国
法と比較考察し現行の安衛法則は
正しく実施すれば効果があり、
問題はむしろ就労前の健康指導
にあるとの考えを得ております。

その集大成として八十歳で労働
衛生コンサルタントの仲間にも
入れていただき、今まで弱点で
あつたかもしれない小規模事業
場の健結果指導を経験している

しばらくの間ご指導、ご鞭撻
をお願いいたします。

次第であります。

RSTトレーナー、CF TT
レーナー

一級土木施工管理技士、一級
建設機械施工技士、二級造園施
工管理技士、甲種火薬類取扱責
任者、コンクリート主任技師、
乙四類危険物取扱者、

RSTトレーナー、CF TT
レーナー

工管技士、甲種火薬類取扱責
任者、コンクリート主任技師、
乙四類危険物取扱者、

（電話）0257-23-1396
(FAX)0257-23-1396

携帯 090-5589-1485

E-mail:
watanabefather@yahoo.co.jp

所在地
〒945-0017
柏崎市荒浜2-15-7

新入会員紹介

渡辺一夫

事務所名
渡辺一夫

登録種別
労働安全コンサルタント
事務所名
渡辺一夫

新入会員紹介

渡辺一夫

事務所名
渡辺一夫

新入会員紹介

渡辺一夫

事務所名
渡辺一夫

新入会員紹介

渡辺一夫

事務所名
渡辺一夫

新入会員紹介

渡辺一夫

事務所名
渡辺一夫

新入会員紹介

渡辺一夫

事務所名
渡辺一夫

新入会員紹介

渡辺一夫

事務所名
渡辺一夫

新入会員紹介

渡辺一夫

事務所名
渡辺一夫

事務所

申します。

私は福岡県福岡市生まれの六十歳で、新潟に参りましたのは31年前の昭和53年6月25日、会社（前田建設工業株）の命により、原子力発電所建設要員としてでした。

最初は柏崎市の鮎石川河口に建設中の、終末処理場の宿舎に入りましたが、当日は大雨で、翌日眼を覚ますと鮎石川は大増水、河口の安政橋に流木が当たり大穴がありました。この時の大雨は記録的で、柏崎駅は水没し、352号線は出雲崎の蛇崩丘で、8号線は青海川と曾地峠で、西山・大積間の県道は地蔵峠でそれぞれに崖崩れがあり、また、116号線も不通となってしまい、柏崎から一步も外に出られない状態が一週間ほど続きましたが、それ以来17年間原子力発電所構内でひたすら生コンクリートを製造していました。

その後は、富山県のダム工事で機械と安全（元方安全衛生管理者）を担当し、長野支店の安全管理部長を歴任して、柏崎に帰つてまいりました。

元来が熱中する質なのか、今やっている仕事の内容が解らな

いといけないと思ふ込む質なのが、生コンクリートを作つて、いる17年の間にコンクリート主任技師を、また、長野支店、北陸支店の安全部時代の6年の間に安全コンサルタントを取得いたしました。

元々は機械屋で建設機械・設備の計画、設置、保守管理が主たる業務ですが、新潟県に赴任する前には大阪支店に勤務し、仕事の必要上から、土木屋と一緒に過ごした時期も6年間ほどあります。

また、機械設備については、生コンクリート製造設備の自動化、ケーブルクレーンの自動化をプロジェクトリーダーとして経験しており、どちらかと言えばこの分野が得意分野であろうと思つております。(3年ほど前には、中国山陥工程開発総公司が金沙江に建設中の大型ダムプロジェクトにおいて、コンクリート運搬設備の自動化を提案して参りました。)

今回は定年退職を機にコンサルタント会に入会させていただだき、この8月27日に東京・三田のNNホールで登録時研修を受け、沼野先生や平松先生のお話を聞いて参りましたが、営業をやつたり、企業側との折衝を行

元々は機械屋で建設機械・設備の計画、設置、保守管理が主たる業務ですが、新潟県に赴任する前には大阪支店に勤務し、仕事の必要上から、土木屋として過ごした時期も6年間ほどあります。

生コンクリート製造設備の自動化、ケーブルクレーンの自動化をプロジェクトリーダーとして経験しており、どちらかと言え

ばこの分野が得意分野であろうと思つております。(3年ほど前には、中国山峠工程開発総合公司が金沙江に建設中の大型ダムプロジェクトにおいて、コンクリート運搬設備の自動化を提案して参りました。)

つたりと、コンサルタント業は非常に難しいなどの印象を受けました。

現在は休業充電中で仕事は特に何もやつておりませんが、20年に一度ほど回り番で廻つくる地区の区長を勤めさせてもらっています。

その他に、柏崎市の緊急雇用対策で短期採用された方々への職員教育、特別教育を単発のボランティアで実施しています。

この後は、年も年ですのでもう頑張らずに、ボランティアで一定程度に皆様のお役に立てればと思っております。

もしお手伝いできることがありましたら、どうぞ何なりとお声を掛けてください。

安全の言葉一題

廣報委員 阿部 幸雄

その一、「災害ゼロ」

安全衛生に携わった最初の頃、会社の目標は常に「災害ゼロ」。

災害はあつてはならないものであつた。年度安全衛生計画作成の折には各部門はもとより全社目標も「災害ゼロ」。しかし一度として達成されたことはなかつ

た。出来ない目標だから実施しない事を並べるだけ。その後数年を経て多少なりとも安全が見えてきて（実は安全に携わった是の頃三ヶ月で見えたと思つた）少し違うのではないかと・・・。思い切つて、担当部門の目標をゼロから実現可能な数字に設定してみた。部門会議では納得して貰つたが「災害はあってはならないもの、何を考へているのか」と上層部に叱られ、結局目標はゼロに戻さざるを得なかつた。

た。出来ない目標だから実施できないとの整合性などなく、やりたい事を並べるだけ。その後数年を経て多少なりとも安全が見えてきて（実は安全に携わった最初の頃三ヶ月で見えたと思っていた）少し違うのではないかと…。思い切って、部門の目標をゼロから実現可能な数字に設定してみた。部門会議では納得して貰ったが「災害はあってはならないもの、何をやっているのか」と上層部に叱咤され、結局目標はゼロに戻さざるを得なかつた。

は・・・」などともつとものしく語られる。始めて耳にしたときはまだ素人であつたがそんな災害があるのか?と首をかしげていたものだ。なんと言つても事故災害の主役は交通事故であつて、毎年数千人が亡くなっている事を繰り返す身近な存在だがそんな話を聞いたこともない。

ではどのような事故災害が多いに聞かず仕舞いであった。

「繰り返し型災害」で「繰り返し型災害」ではないものはどんな災害なのだろうか。それはついに聞かず仕舞いであった。

安全衛生の分野では災害を整理して分類している。墜落や転倒、切れこすれなどだ。これは災害の内容を知り、その防止の対策を考えるために有効だと思う。

もともと事故災害に前例のないもの、など無いと言つて過言ではない。何故ならば仕事や作業そのものが繰り返しなのだから。墜落や転倒、切れこすれなど全てが嫌というほど繰り返している。ムリに分類していくかも有効な対策があると自ら錯覚をしてしまっている。

そのようなものもあり得ない過去限りなく繰り返し災害がおつたから対策は出尽くしているあとは状況に合わせいかに実行する仕組みをつくるかなのだ。

支部トピックス

◆新潟支部第17回定時総会

平成二一年五月二三日、新潟東急インホテルにて開催され、二〇年度事業報告及び決算が承認され合わせて平成二

異動・衛生一名新潟→長野
④ 業務活動の推進
① 全国安全週間・衛生週間に協力し、労働安全衛生コンサルタントの活用を促進する。

【実施状況】

未評価

② 安全衛生相談センターを開設し、労働安全衛生に関する無料相談を実施する。

【実施状況】

③ 労働基準監督署R.A指導会及び災害多発指導会への講師派遣(次項を参照)

【実施状況】

④ OSHMSの普及にコンサルタント活動を通じて推進する。

【実施状況】

⑤ 新潟県タイヤ商工組合特別教育講師派遣(二回)

【実施状況】

⑥ 新潟清酒教育協会立新潟清酒学校講師派遣(一回)

【実施状況】

⑦ 産業保健推進センター、地域産業保健センターに協力

【実施状況】

⑧ 産業保健推進センター運営協議会に出席

【実施状況】

⑨ OSHMSの普及にコンサルタント活動を通じて推進する。

【実施状況】

⑩ 労働安全衛生コンサルタント表示を実施

【実施状況】

⑪ 労働基準監督署氏名掲示板の整備を実施

【実施状況】

⑫ その他(団体・企業)への支援

【実施状況】

⑬ マテ・カツバーブロダクト(株)法第八十八条計画届け免除申請請評価の説明

【実施状況】

⑭ 越後交通(株)安全大会講演講師派遣

【実施状況】

⑮ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構労働安全衛生診断実施

【実施状況】

⑯ 労働安全衛生コンサルタント制度推進月間行事の組織的展開

【実施状況】

⑰ たんぽぽ計画に協力する。

【実施状況】

⑱ 三団体に三人がアドバイザーを担当。

【実施状況】

⑲ 新規加入・安全衛生各一名を図る

⑳ 業務部会加入の促進を図る

【実施状況】

㉑ 業務研修制度の推進

【実施状況】

㉒ 運営委員会加入の促進を図る

【実施状況】

㉓ 新規加入・安全衛生各一名

異動・衛生一名新潟→長野

④ 業務活動の推進

① 全国安全週間・衛生週間に協力し、労働安全衛生コンサルタントの活用を促進する。

業を推進する。
【実施状況】

① 10事業場のリスクアセスメント診断の実施を予定(9月11日打ち合わせ会議実施)

② メント診断の実施を予定(9月11日打ち合わせ会議実施)

③ 月11日打ち合わせ会議実施

④ 賀安全衛生課長

⑤ 第二回 日時・テーマ未定

⑥ 産業保健推進センター、地域産業保健センターに協力

⑦ 産業保健推進センター運営協議会に出席

⑧ OSHMSの普及にコンサルタント活動を通じて推進する。

⑨ 未評価

⑩ 新潟清酒教育学校講師派遣(次項を参照)

⑪ 新潟県タイヤ商工組合特別教育講師派遣(二回)

⑫ 新潟清酒教育協会立新潟清酒学校講師派遣(一回)

⑬ 新潟県タイヤ商工協同組合会場にて安全衛生無料相談会を開設

⑭ 1月29日予定

⑮ 衛生管理者研修会(新潟県労働衛生医学協会開催)会場にて安全衛生無料相談会を開設

⑯ 未評価

⑰ 新潟県タイヤ商工組合特別教育講師派遣(二回)

⑱ 新潟県タイヤ商工組合特別教育講師派遣(二回)

⑲ 新潟県タイヤ商工組合特別教育講師派遣(二回)

⑳ 新潟県タイヤ商工組合特別教育講師派遣(二回)

㉑ 新潟県タイヤ商工組合特別教育講師派遣(二回)

㉒ 新潟県タイヤ商工組合特別教育講師派遣(二回)

㉓ 新潟県タイヤ商工組合特別教育講師派遣(二回)

㉔ 新潟県タイヤ商工組合特別教育講師派遣(二回)

㉕ 新潟県タイヤ商工組合特別教育講師派遣(二回)

㉖ 新潟県タイヤ商工組合特別教育講師派遣(二回)

㉗ 新潟県タイヤ商工組合特別教育講師派遣(二回)

㉘ 新潟県タイヤ商工組合特別教育講師派遣(二回)

㉙ 新潟県タイヤ商工組合特別教育講師派遣(二回)

㉚ 新潟県タイヤ商工組合特別教育講師派遣(二回)

㉛ 新潟県タイヤ商工組合特別教育講師派遣(二回)

㉜ 新潟県タイヤ商工組合特別教育講師派遣(二回)

㉝ 新潟県タイヤ商工組合特別教育講師派遣(二回)

【実施状況】

第一回 5月23日 平成二

第二回 9月18日 長岡署

第三回 9月24日 三条署

第四回 9月28日 佐渡署

第五回 10月1日 鈴木直夫(R.A運輸業)

第六回 10月1日 新潟清酒学校

第七回 10月1日 豊島豊秀(R.A卸小売業)

第八回 10月1日 鈴木弥寿春(R.A製造業)

第九回 10月1日 鈴木直夫(R.A運輸業)

第十回 10月1日 新潟清酒学校

第十一回 10月1日 豊島豊秀(R.A卸小売業)

第十二回 10月1日 新潟清酒学校

第十三回 10月1日 豊島豊秀(R.A卸小売業)

第十四回 10月1日 新潟清酒学校

第十五回 10月1日 豊島豊秀(R.A卸小売業)

第十六回 10月1日 新潟清酒学校

第十七回 10月1日 豊島豊秀(R.A卸小売業)

第十八回 10月1日 新潟清酒学校

第十九回 10月1日 豊島豊秀(R.A卸小売業)

第二十回 10月1日 新潟清酒学校

第二十五回 10月1日 豊島豊秀(R.A卸小売業)

第二十六回 10月1日 新潟清酒学校

第二十七回 10月1日 豊島豊秀(R.A卸小売業)

第二十八回 10月1日 新潟清酒学校

第二十九回 10月1日 豊島豊秀(R.A卸小売業)

第三十回 10月1日 新潟清酒学校

第三十五回 10月1日 豊島豊秀(R.A卸小売業)

第三十六回 10月1日 新潟清酒学校

第三十七回 10月1日 豊島豊秀(R.A卸小売業)

第三十八回 10月1日 新潟清酒学校

第三十九回 10月1日 豊島豊秀(R.A卸小売業)

第四十回 10月1日 新潟清酒学校

第四十五回 10月1日 豊島豊秀(R.A卸小売業)

第四十六回 10月1日 新潟清酒学校

【実施状況】

第一回 5月23日 平成二

第二回 9月18日 長岡署

第三回 9月24日 三条署

第四回 9月28日 佐渡署

第五回 10月1日 鈴木直夫(R.A運輸業)

第六回 10月1日 新潟清酒学校

第七回 10月1日 豊島豊秀(R.A卸小売業)

第八回 10月1日 新潟清酒学校

第九回 10月1日 鈴木直夫(R.A運輸業)

第十回 10月1日 新潟清酒学校

第十一回 10月1日 豊島豊秀(R.A卸小売業)

第十二回 10月1日 新潟清酒学校

第十三回 10月1日 豊島豊秀(R.A卸小売業)

第十四回 10月1日 新潟清酒学校

第十五回 10月1日 豊島豊秀(R.A卸小売業)

第十六回 10月1日 新潟清酒学校

第十七回 10月1日 豊島豊秀(R.A卸小売業)

第十八回 10月1日 新潟清酒学校

第十九回 10月1日 豊島豊秀(R.A卸小売業)

第二十回 10月1日 新潟清酒学校

第二十五回 10月1日 豊島豊秀(R.A卸小売業)

第二十六回 10月1日 新潟清酒学校

第二十七回 10月1日 豊島豊秀(R.A卸小売業)

第二十八回 10月1日 新潟清酒学校

第二十九回 10月1日 豊島豊秀(R.A卸小売業)

第三十回 10月1日 新潟清酒学校

第三十五回 10月1日 豊島豊秀(R.A卸小売業)

第三十六回 10月1日 新潟清酒学校

第三十七回 10月1日 豊島豊秀(R.A卸小売業)

第三十八回 10月1日 新潟清酒学校

第三十九回 10月1日 豊島豊秀(R.A卸小売業)

第四十回 10月1日 新潟清酒学校

第四十五回 10月1日 豊島豊秀(R.A卸小売業)

第四十六回 10月1日 新潟清酒学校

編集後記

原稿が不足して編集作業が遅れ、ご迷惑をお掛けしました。